

1月定例会教育委員会会議録

- 1 日程 令和4年1月27日(木)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第1号 藤井寺市遺児年金条例を廃止する条例について
・・・資料1(教育総務課)
 - 日程第5 議案第2号 藤井寺市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について
・・・資料2(学校教育課)
 - 日程第6 議案第3号 令和4年度全国学力・学習状況調査への参加について
・・・資料3(学校教育課)
 - 日程第7 報告第1号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて
・・・(教育総務課)
 - 日程第8 報告第2号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料4(教育総務課)
 - 日程第9 報告第3号 令和3年度一般会計補正予算(第8号)について
・・・資料5(教育総務課)
 - 日程第10 報告第4号 令和3年度一般会計補正予算(第10号)について
・・・資料6(教育総務課)
 - 日程第11 その他報告事項
 - 令和3年第4回定例会市議会一般質問について
・・・資料7(教育部長、教育部理事、こども未来部長)
 - 令和4年成人式について
・・・資料8(生涯学習課)
- 4 出席委員 教育長 濱崎 徹
教育委員(教育長職務代理者) 糸野 聡史
教育委員 福村 尚子
教育委員 足立 敦子
教育委員 足立 義幸
- 5 教育部出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育総務課長、
学校教育課長、文化財保護課長、生涯学習課長、
スポーツ振興課長、図書館長
- 6 その他出席者 こども未来部長
- 7 書記 教育総務課課長代理
- 8 傍聴者 0人

午後 2 時 0 0 分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育長

遅くなりませんが、1月最初の定例教育委員会ということで、皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

仕事始めから一月が過ぎようとしています。最近の状況を見ましたら、これからまだ、いくつの新型コロナの山を越えなければいけないのかと気が重くなります。一気にレッドステージ、蔓延防止ということで、今、第六波の急勾配の山を上り続けている状況です。

子どもたちには、学年最後のまとめとして重要な時期になります。感染状況に十分留意し、学びを止めないことを重要課題にして、取り組んでまいりたいと思います。

それでは1月の定例教育委員会議を始めます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、福村委員よろしく願いいたします。

続きまして、前回令和3年12月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

では、承認ということで、よろしく願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして議事に入ります。本日は議案が3件、報告事項が4件、その他報告事項が2件でございます。

まず、議案第1号 藤井寺市遺児年金条例を廃止する条例について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

議案第1号 藤井寺市遺児年金条例を廃止する条例について、ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

当該条例につきましては、両親が死亡またはそれと同様の状態にある小・中学校に在学の児童、生徒に対して年額14,000円を支給する、というものです。

こちらに関しましては廃止を検討しております。その理由につきまして、まず1点目は、遺児に対する支援制度の充実が挙げられます。これはどういうことかと言いますと、このような状態になった場合、18歳までは遺族年金があります。次に中学3年生までは所得要件はありますが児童手当というものがあり、また、ひとり親の状態になった場合でも、18歳までは児童扶養手当というものがございます。さらに所得に応じて就学援助制度と複数の制度があり現在は充実しております。

2点目の理由ですが、社会情勢の変化に伴う遺児の減少が挙げられます。こちらにつきましては、本条例が制定されましたのが1970年でありまして、当時は交

通事故死亡者数最盛期でありました。ですので、本制度は交通遺児を想定しての制度だったと思われまます。現在は、交通事故死亡者数は減少の一途でありまして、2020年には最小となっております。

続きまして3点目ですが、他市の状況を見てみましたところ、同様の制度を残しているのは吹田市と熊取町だけとなっております。いずれも、ここ2、3年は新規対象者なしとの事です。

本市におきましても、近年、10年以上も該当がないという状況でございます。

これらのことから、本条例につきましてはその役目を終えたと判断しております。

以上につきましてご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。藤井寺市遺児年金条例の廃止について、廃止の理由と他市の状況等、詳しく説明してもらいました。何かご質問、ご意見等ございますか。

○委員

年間で、今まではどの程度の支出があったのでしょうか。

○教育総務課長

年間14,000円と決まっていますが、過去10年間は該当者がありませんでした。最終が昭和時代になっています。

○教育長

実質なかったということと、他の手当が最近は充実してきているということで廃止ということですね。他にご意見等ございますか。今の説明等でご判断いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第1号 藤井寺市遺児年金条例を廃止する条例について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、議案第1号について、決定いたします。

次に議案第2号 藤井寺市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について、学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長

議案第2号 藤井寺市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について、説明いたします。

学校運営協議会というものは、資料2にありますようにコミュニティスクールという学校運営協議会制度の事になります。

このコミュニティスクールというものは、学校運営協議会を導入した学校のことです。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みとして、コミュニティスクールでは、学

校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくこととなります。

それでは次のページの学校運営協議会の役割についてご説明します。

学校運営協議会は、教育委員会より任命された委員により構成され、委員としては保護者や地域住民、地域学校協働活動推進員などが候補となります。主な役割として、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することや、学校運営について、教育委員会や校長に意見を述べることができます。また、教職員の任用に関しても、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるすることができます。

本市では、これらの役割に合わせて、学校運営協議会の委員が各学期に学校の授業見学等を行い、学校の現状を知った上で、学校の教育課題改善に向けた協議の場を設け、地域人材の活用を含めた手立てを講じていくことを考えています。

例えば、学校で子ども達が荒れている等の課題があった時に、学校運営協議会で課題を取り上げ、その解決方法を話し合い、そして、解決方針として、「子ども同士をつなげ、集団として成長ができるような機会づくりをする。」という議決をすると、地域学校協働活動推進員がその議決に沿ったかたちでコーディネートを行い、学校で、地域人材等を活用した体験活動などの取組みを実施するといったような動きをして課題解決を図っていくというようなこととなります。

次に、コミュニティスクールを導入することのメリットについてです。メリットとしては、地域と学校が一体となって教育に取り組むことで、子ども達の学びや体験等が充実することが挙げられます。

事例として東京都三鷹市では、地域住民による学習ボランティア事業により、学習活動が充実したものがあり、本市では、地域人材による体験活動や、緑化活動などが考えられると思います。

つまり、学校現場のメリットとしては、地域の力を借りて、学力向上や体験活動が行え、その中で子ども達が地域の人とのつながりを持つことができること等が挙げられると思います。

また、地域のメリットとしては、学習ボランティアを通して地域住民同士のつながりができ、仕事をリタイアした人達が地域貢献に生きがいを得るなどを挙げることができると思います。

コミュニティスクールは、学校だけでなく、地域活性化など双方にメリットがある取組だと考えております。

それでは本市のコミュニティスクール導入計画についてですが、令和4年度途中より、モデル校1校に学校運営協議会を設置し、モデル事業をスタートさせることを現在計画しています。

当該校への研修や委員の選出等の準備を進め、令和5年1月にモデル事業の実施を目指しております。

最後に、本事業の実施の法的な根拠についてですが、学校運営協議会の設置の努力義務化や、その役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成29年4月1日より施行されています。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の6に、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、この学校運営協議会を置くように努めなければならない、とあります。

本市としましても、令和4年度から学校運営協議会をモデル校に設置し、取組みを進めていくにあたり、まずは「藤井寺市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を制定するため、本日の教育委員会議でのご審議をお願いしたいと考えております。

次のページに、規則の内容がありまして、先ほど説明しました学校運営協議会の基本的な役割等も載っておりますので、その部分は割愛させていただきまして、本市の特徴的な部分だけを少しご説明いたします。

規則第6条をご覧ください。ここでは年間3回以上の協議会を実施しますということで、各学期に1回は授業参観等を行い、学校の運営状況についての評価を実際に見ていただいた上で行っていくということとしています。

第8条ですが、協議会の委員は15名以内で構成しますということで、委員は地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の職員であり、学校長、市職員、対象学校の運営に資する活動を行う者（教員等を除く）、委員には報酬が発生します。報酬は1回あたり3,000円を予定しています。

なお、報酬については、第11条の記載の通り、「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に則って決められるものであり、3月議会で条例改正の手続きを行ってまいりたいと考えております。

以上につきまして、ご審議の方よろしく願います。

○教育長

ありがとうございました。コミュニティスクールにつきましては、研究協議会の場でご説明をさせていただき、いろいろご質問もいただく中で、地域の声を反映させるということで、地域ぐるみで子どもを育てるために、こういう組織を広めていくという、ご意見をいただいていた。前にもお示ししましたが、令和4年度途中から発足できるように、その第一の仕事として規則の制定ということにたどり着いたところがございます。学校運営や教育課程、人事等に地域の声を反映させる中核的な機能を協議会ということで、規則案を作らせていただきました。今日、お示ししたところで申し訳ありませんが、以前、研究協議会等でも議論していただいた中身だと思います。委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。実質的な運営の中でいろいろご意見もいただかないといけないと思いますが、国の方針に沿って規則を作らせていただいたということです。

○委員

今の学校にも、いろいろと協議会や連絡会等がありまして、他の学校ではどうゆう名称かわかりませんが、私が関わっていた藤井寺小学校ですと、学校協議会という会議で、地域教育推進連絡協議会というような会議があり、学校協議会のメンバーが校長先生、教頭先生、学識経験者、地域の方、保護者代表、と藤井寺小学校では5名でした。地域教育推進連絡協議会は区長さんと各ボランティア団体の代表の方々、保護者代表、学校関係者といったメンバーで大体10人から15人くらいだったのですが、個人的にはそういうような方々が、このコミュニティスクールに参画するようなイメージの方が、既存の組織というものに役割を与えていく方が具体的な動きであったり関係性なりを新たに構築する必要もないので、非常に効率的かなと思ったりもするのですが、この学校運営協議会というものは、新たに作られる

ような組織のような感じがするのですが、そのあたりは各学校での判断になるのか、それとも、教育委員会の方から何か指示があって新たに作りなさいとか、人を探しなさいとかいうかたちになっていくのですか。そのあたりの具体的な動きがどうなるのかを教えてくださいたいです。

○教育長

現実に組織があつて、これが全く新しい組織になっていくのがいいのか、今ある組織をどう活用しながら新しいものに乗替わっていくのかというような、感覚的に言えばどんなかんじですか。

○学校教育課長

今、決めさせていただいていることは、規則の第8条の組織に上がっている、どういうメンバーでというところまででして、おっしゃっていただいたようなかたちで、例えば保護者であったり地域住民であったりとかいうところで、今、学校協議会や地域連絡協議会に入らせていただいている方が、またここに入らせていただくというかたちになるかもしれませんし、その辺はこれから委員さんとどういうふうを選んでいったらいいのかということも研究しながらというところで、決まったものというのではないところです。

○委員

そこは基本的には各学校単位での判断ということですか。

○教育長

今、現状にある学校協議会も基本的には学校の校長先生がこの人この人といって選んでいる人を入れていただくということなのですが、制度上は教育委員会が任命しているということになっています。だから、その辺は委員のおっしゃっているように、現実に運営していく時に勝手に教育委員会が、この人この人という話で現場の中身も分からない人が議論するという組織にはならないと思います。

○委員

では、コミュニティスクールというものの中に、教育委員会が云々という言葉が入ってきているのですが、あたかも教育委員会が主導していくような捉え方もできなくはないのですが、実際のところは、学校で運営するというかたちになってきた時に、教育委員会の役割と学校の役割の線引きというか割り当てはどうなるのですか。

○教育部理事

そこで言いますと、法的な部分であったり条例であったり規則であったり、そういうところの改正はしていかなければならないところが一つと、委員の任命というところの中で、今、課長が示した中で規則の中できちりと設置した中でその人たちに対して報酬等を支払っていく、当然その中でいきますと学校運営協議会の中でどういう風なことを話し合われているかということについてもいろいろとこちらの方としても把握をさせていただきますし、その中でどういう風にしていけばいいの

かということを考えていかなければならないと思っています。今回、モデル事業ですので、そのへんでいきますと、本来は学校自体が学校運営協議会を開催しながら地域の子も達をどう育てていくかという視点で、学校、家庭、地域色々な人たちがどういう役割を果たしていくかということをごここで話をさせていただくのですが、そういったところの筋道をどうつけていくのかということも含めてやっていきますので、教育委員会としてはモデル校に対して大分関わっていかせていただきますし、運営協議会の中身について、こういった話が出ているのか、逆に教育委員会としてこういったことが出来るのかということについても、大分この事業については携わっていくことになるかなと思っています。ただ今まだ課長が言いましたように、細かい人選については、学校とも話をしていかなければなりませんので、決まった人、この人という様なことではないということが現状です。

○教育長

他にご質問等ございせんか。よろしいでしょうか。ないようですので、それでは、議案第2号 藤井寺市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、議案第2号について、決定いたします。

次に議案第3号 令和4年度全国学力・学習状況調査への参加について、学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長

議案第3号 令和4年度全国学力・学習状況調査への参加について、ポイントを説明いたします。資料3をご覧ください。

まず、1ページ目の1、本調査の目的です。本調査の目的は、『義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する』ことです。

続きまして、本体調査の対象についてですが、1ページ目3の(1)にあります小学校調査では第6学年、中学校調査では第3学年となっております。

次に調査事項についてですが、1ページ目4です。児童生徒に対する調査においては、教科に関する調査は、小学校調査は、国語・算数・理科、中学校調査は、国語・数学・理科となっております。出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則としており、出題内容は、後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、常に活用できるよう担っていることが望ましい知識・技能等になります。それから、知識・技能を実生活で活用する力や様々な課題解決のために構想を立て実践し評価改善する力等ということです。調査問題では、イの内容を一体的に問うこととし、一定割合で記述式の問題が導入されています。

続いて、質問紙調査については、学習意欲・学習方法・学習環境・生活の諸側面等に関する質問が実施されます。

それから、学校質問紙調査では、学校における指導方法に関する取組や、学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等について質問が実施されます。

続いて2ページの5、調査実施日についてです。令和4年4月19日（火）となっています。調査の時間割は、モデルとして10ページの別紙1に示させていただいておりますので後でご覧ください。

続いて5ページの7（5）、調査結果の取扱いに関する配慮事項についてですが、調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であるということです。また一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要となっております。

このように、本年度行った公表についても十分配慮していくこととなっております。

その他の項目については、お配りした資料のとおりとなっておりますので、また、ご覧いただけたらと思います。以上でございます。

○教育長

令和4年度の全国学力・学習状況調査について従来どおり参加してよろしいかということですが、この件について委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○義幸委員

令和4年度で何回目の参加になるのですか。何年前くらいからしていますか。

○教育部理事

平成19年度から始まっていて、15年になります。今回については、例年ですと国語と算数、もしくは数学ですが、今回については理科が追加されているところが例年と違うところです。

○委員

参加をして、その結果を受けて色々とずっと評価ということ、もしくは取組の改善等を重ねられてきていると思うのですが、必ずしも数字が全てではないとは思いますが、ずっと参加を続けていて、何か向上した点であるとか、なかなか直らない点であるとか、そういうようなところはもちろん把握されていると思うのですが、今までどのような分析をされているのかというのを改めてお聞きしたいと思います。

○学校教育課長

分析の方は、小学校と中学校のホームページにあげさせていただいているのですが、どちらの校種も、やはり国語の方の読解力であったり、自分の考えをしっかりと文章に書き表す部分であったりというところは、ずっと課題が継続されているという状況になっております。成果の部分で言えば、今年度は悪かったのですが、前

年度で言えば、小学校は理想的な知識・技能という面ではかなり成果が上がっているというところも出ていました。そういった形で、結果から見えてくるところをしっかりと分析して、来年度以降に繋がる取組になるようにということとさせていただいていることと、継続した課題については、どの教科でも、それから1学年だけ取組むのではなく、全学年で少しずつ成果が出るように取組むという様なかたちで、学校をあげて取組んでいただいているような状況です。

○教育長

他に何かご質問等ございませんか。それでは、先程の説明で要綱の中にも趣旨等を書いていまして、偏ったようなことにならないような配慮の中で、継続的にデータを集めていくというところについては色々な検証ができるという意味では有効であると思っております。今年も引き続いて学力調査に参加をすると提案させていただいておりますが、それでよろしいでしょうか。議案第3号 令和4年度全国学力・学習状況調査への参加について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、議案第3号について、決定いたします。

続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決させていただきましたので報告いたします。まず、報告第1号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

報告第1号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて、ご説明させていただきます。1月1日付の市の人事異動に伴いまして、こども未来部の大山部長の人事異動があり、健康福祉部長兼福祉事務所長に就任されました。

変わりまして、こども未来部の武廣次長が新たにこども未来部長へ就任されました。1月1日までに教育委員会会議を開催できなかったため、人事異動の発令をさせていただきました。

以上につきましてご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○教育長

大山こども未来部長が、1月の人事異動で健康福祉部長に就任し、後任に武廣こども未来部次長が部長に昇格されたということでございます。

報告第1号 人事異動の専決処分の承認を求めることについて、このとおり承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは報告第1号について、承認いたします。

それでは武廣こども未来部長より、ご挨拶させていただきます。

○こども未来部長

令和4年の1月からこども未来部長を拝命いたしました武廣でございます。今後とも、教育委員会や委員の皆様方の幅広い見地からのご指導、ご鞭撻をいただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○教育長

それでは次に、報告第2号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

報告第2号 教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。

今回の報告につきましては、令和3年12月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料3の表の4件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○教育長

資料4を見ていただきまして、12月分は4件の申請があったということで承認させていただきました。この件について、委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第2号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは報告第2号について承認いたします。

続きまして、報告第3号 令和3年度一般会計補正予算（第8号）について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

報告第3号 令和3年度一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

まず、歳入ですが、学校教育課におきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして2,295万8千円を計上しております。これは、次にご説明する歳出に対する補助金の金額となっております。

その歳出ですが、こちらは校務支援システム導入業務委託料として5,489万円を計上いたしております。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び、藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して市長へ申し出ましたので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

校務支援システムについて、簡単に説明していただけますか。

○学校教育課長

校務支援システムは、グループウェアと学校で作っている帳票で構成されておりまして、教員が業務を行うにあたっての簡素化、簡単に業務が進められるようになっております。例えば、欠席の記録をする場合、今までは教室で名簿の横に欠席者のところに印をつけて、それを保健の先生に渡して、保健の先生がそれを一覧表にして、学校全体の出欠状況を校長に伝えに行くというような流れで、午前中いっぱいかかるような作業だったのですが、それが、校務支援システムが入りましたら、タブレットを使って教員が教室で出欠をとりまして、取った瞬間にデータが保健の先生の毎日作っている帳票に全員分が反映され、その反映された帳票を校長もいつでも見られるということで、朝の子どもたちの出欠が取り終わった時点で誰もが子どもの出欠状況を確認できるというようなかたちになります。また、その情報が例えば通知簿であったり、例えば要録であったりという様な帳票にも反映されますので、年度末であったり学期末にそういったものを整理する時間というのとも必要がなくなります。そういったいろいろな省力化が図れるようなものになっております。

○教育長

この件につきまして、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第3号 令和3年度一般会計補正予算（第8号）について、承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは報告第3号について、承認いたします。

続きまして、報告第4号 令和3年度一般会計補正予算（第10号）について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

続きまして、報告第4号 令和3年度一般会計補正予算（第10号）について、ご説明いたします。資料6をご覧ください。

教育部及び幼稚園に関係しまして、12月市議会へ上程いたしました補正予算につきまして、ご説明いたします。

まず、歳入では、教育総務課より特別支援教育就学奨励費補助金として国庫補助金86万9千円を計上いたしました。

歳出へいきまして、教育総務課より、小学校費におきまして、光熱水費として620万7千円、通信運搬費として53万8千円、要保護及び準要保護児童援助費として360万8千円、特別支援教育就学奨励費として167万9千円を計上しております。中学校費におきましても同様に、光熱水費として282万円、修繕料として53万千円、通信運搬費として16万9千円、要保護及び準要保護児童援助費として95万4千円、特別支援教育就学奨励費として190万円計上いたしました。

次に、保育幼稚園課におきまして、令和2年度の子ども・子育て支援交付金に対する返還金を53万1千円計上いたしました。

次に、生涯学習課におきましては、令和2年度の放課後児童会運営費補助に対する清算金及び教育コミュニティ推進事業補助金に対する返還金を計上いたしております。

次に、スポーツ振興課におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、予定開催事業を中止したことに伴います不用額を保健体育総務費及び市民総合体育館費にて減額いたしております。

最後に、令和4年度の事業開始に向けた債務負担行為をしております。

内容ですが、教育総務課におきまして、道明寺中学校の体育館のトイレ改修の工事に伴う設計業務にかかる費用として210万円を措置しております。

次に、生涯学習課、図書館、スポーツ振興課におきましては、施設管理業務としてそれぞれの費用を措置いたしております。こちらにつきましては、今、契約している業者との長期継続の契約が満了となることに伴いまして、新しい業者を決めておかないといけないことから、令和4年4月からの施設管理業務にかかる費用を計上しております。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び、藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して市長へ申し出ましたので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○教育長

ありがとうございました。項目がたくさんあるのですが、ご質問等ございますか。少し分かりにくいところとかございませんか。

光熱水費は、予定よりもたくさんかかったということですね。

○教育総務課長

コロナ禍で窓を開けながらエアコンをかけるというところで、想定以上の費用がかかってしまったということです。

○教育長

要保護関係の人数が増えたということですか。

○教育総務課長

こちらは、人数が増えた訳ではなくて、タブレットの家庭への持ち帰りというも

のが想定より上回っていることによりまして、月1,000円の補助をさせていただいているのですが、その支給する月が想定よりも多かったということです。

○教育長

あとは、事業ができなかったので減額したということですね。他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第4号 令和3年度一般会計補正予算（第10号）について、承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは報告第4号について、承認いたします。

続きまして、その他報告事項 令和3年第4回定例市議会一般質問について、教育部長、教育部理事、こども未来部長、説明願います。

○教育部長・教育部理事・こども未来部長

《資料6『令和3年第4回定例市議会一般質問について』に基づいて説明》

○教育長

例年ですが、多岐にわたっておりますけれども報告させていただきました。ありがとうございました。何かご質問等ございますか。もう少しこの辺りを詳しくとかごございませんか。よろしいでしょうか。

それでは次に、その他報告事項 令和4年成人式について、生涯学習課長、説明願います。

○生涯学習課長

令和4年1月10日（月・祝）に実施いたしました藤井寺市成人式について報告致します。お手元の資料8をご覧ください。

今年の本市における新成人の該当者数は、男性346名、女性338名の計684名でした。

式当日の新成人出席者数は、男性254名、女性246名の計500名で、出席率73.1%になります。例年と比較いたしましても出席率は高かったです。

今回の成人式につきましては、昨年度と同じく、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、人数制限を行ったり、各地区別に集まって歓談する2部を取りやめたりさせていただきました。当日参加できない保護者の方や遠方の親族の方に向けては、昨年度に引き続きライブ配信を実施したり、会場周辺での密集及び密接防止のため、藤井寺市役所に撮影用看板を設置したりしました。

今年度の新たな取組といたしましては、成人式の記念品につきまして、成人式実行委員が市内の活性化に貢献したいと自ら提案していただいて、「ふじいでら暮らし応援商品券」を配布することになりました。また、式典後には、イオン藤井寺ショッピングセンターの協力により、フォトスポットの設置など新成人の思い出に残るような取組になったのではないかと考えております。

さらに、今回は対象の新成人の皆さんにできる限り最新の情報等が伝わるようにと、ホームページ等でも更新はしているのですが、年代的にインスタグラムを立ち上げた方がより見るのではないかという実行委員会からの声もあり、成人式の取組などについても新成人でもある実行委員自らが情報発信に努めていただきました。

また、都市整備部及び危機管理室からも当日多数の応援をいただき、大きな混乱もなく無事に式典が実施されましたことをここで報告させていただきます。

新成人代表の方の声を聞きますと、最後の誓いの言葉でも市長に対して、「私たちのために成人式を催していただき感謝の気持ちでいっぱいです。また、支えて頂いた全ての方々に感謝し、これからは人として大きく逞しく成長していきたいと思えます。」という強い決意と、これまでの感謝の言葉をいただいておりますことを最後に報告させていただきます。以上です。

○教育長

ありがとうございました。例になく順調に行えたという報告でした。ただ今の件について、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

本日予定しておりました案件は全て終了しましたが、全体を通じて何かご意見・ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、1月定例教育委員会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後3時25分